

(別表2) 不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第35条第3項
処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第35条第3項 都道府県知事は、第1項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。